　令和　　年　　月　　日

**地域まるごとホテル＠三浦半島事業申請に係る誓約書**

神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター所長殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請担当者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （電話）

（電子メール）

　地域まるごとホテル＠三浦半島事業申請にあたり、事業目的や制度を理解し、以下の事項を遵守することを誓約いたします。

※チェックをお願いします。

|  |  |
| --- | --- |
| 1．地域まるごとホテル＠三浦半島事業を通じて、事務局に提出する全ての書類は、真実に基づいて記載したものです。書類の記載内容等に虚偽の内容が含まれていることが判明した場合、不採択又は採択の取消しとなっても異議申し立てをいたしません。 | * はい |
| 2．「地域まるごとホテル＠三浦半島事業実施要領」や「地域まるごとホテル＠三浦半島事業の手引き」等の制度内容を理解し、実施内容が事業目的から逸脱しないことを確認の上、事業申請書を提出します。 | * はい |
| 3．提出した書類に不備又は不十分な点があると認められた場合には、事務局の指示に従い、すみやかに内容を修正の上、再提出します。事務局の指示に従わなかった場合、不採択となっても異議申し立てをいたしません。 | * はい |
| 4．事業申請書の公正かつ効率的な受理業務を図るため特に必要がある場合には、事務局からの調査・ヒアリングに全面的に協力します。 | * はい |
| 5．地域まるごとホテル＠三浦半島事業に関わる者は、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に基づく、次に掲げる者に該当しません。  （１）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員  （２）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団  （３）法人にあっては、代表者又は役員のうちに第１号に規定する暴力団員に該当する者が  　　　あるもの  （４）法人格を持たない団体にあっては、代表者が第１号に規定する暴力団員に該当するも  　　　の  　後日、上記事項に該当することが判明した場合、不採択又は採択の取消しとなっても異議申し立てをいたしません。 | * はい |
| 6.地域まるごとホテル＠三浦半島事業に参加する施設等は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条各号に規定する営業を営む施設には該当しません。その他、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営むものではありません。  　後日発覚した場合には、採択の取消し等の対象となっても異議申し立てをいたしません。 | * はい |
| 7.地域まるごとホテル＠三浦半島事業の計画・実施等にあたり、法令等を遵守しています。採択後、法令違反が判明した場合には、採択の取消し等の対象となっても異議申し立てをいたしません。 | * はい |